

2 動物管理業務

(1) 狂犬病予防定期集合注射の実施方法の見直し

【目的】

狂犬病予防注射実施期間(4月～6月)に、飼い犬へ予防注射を受けさせるために、地域において注射会場を設けて行う狂犬病予防定期集合注射を、犬の健康管理に配慮した上で衛生的に行うため、実施方法を見直すものです。

現状

- 実施概要(平成20年度)
4月から5月にかけて24日間、117ヶ所の公民館や公園等で行いました。
- 注射実施
有限責任中間法人福岡市獣医師会の所属獣医師が注射を実施しています。

課題(問題点)

- 屋外中心の集合注射会場では、犬の健康管理や衛生的な注射の実施が困難な状況があります。

【施策の方向性】

○犬の健康管理や衛生的な注射の実施を目的として、集合注射会場から動物病院での注射に移行

具体的施策

項目	分類	実施内容
○集合注射会場の削減	中期	<ul style="list-style-type: none"> ○狂犬病予防注射を受けられる動物病院のない地域に限定した集合注射を実施するため、近隣に動物病院が立地する集合注射会場を削減します。 ○削減会場の周辺に居住する飼い主へ、集合注射会場での注射に代替する方法について情報提供を行います。



集合注射の状況



第7章 具体的施策

(2) 犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上

【目的】

狂犬病の発生やまん延防止を目的として、犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上を図るための方策を検討し、行うものです。

現状

- 苦情処理等の際に、飼い主への指導啓発を行っています。
- ドッグランや公園・河川敷等において、飼い主への指導啓発を行っています。
- ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。
- 動物取扱責任者研修会の際に、犬の販売時等における飼い主責任説明の徹底に関する指導を行っています。

課題(問題点)

- 犬の飼育実態が把握されていません。
- 飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行っていない飼い主がいます。

【施策の方向性】

- 犬の登録と狂犬病予防注射実施の法的義務やその必要性の周知徹底
- 犬の登録と狂犬病予防注射を受けやすい環境の整備

具体的施策

項目	分類	実施内容
○犬鑑札・注射済票の交付	短期	○登録や注射実施時に、直接、犬鑑札や注射済票を受け取ることができる動物病院を拡充します。
	中期	○犬の購入時に登録が可能なペットショップの実現を検討します。
○指導啓発の充実	短期	○ドッグランや公園・河川敷等、飼い主が集まる場所において定期的な指導啓発を行います。
○広報媒体と方法	短期	○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の広報を充実させます。
○動物取扱業者による啓発指導	短期	○動物取扱責任者研修会等の機会を利用して、定期的に動物取扱責任者への指導を行います。(注1)
○飼い主指導	中期	○飼育施設の訪問による直接指導を検討します。
○飼い主情報の把握	中期	○電話や訪問等による飼い主情報の収集を検討します。
		○動物病院や動物取扱業者等と連携した飼い主情報の収集方法を検討します。
		○飼い主実態調査の効果的な方法を検討します。
○犬の転入手続き	長期	○犬の転入手続きを各区役所の窓口で行うことを検討します。

考え方

(注1)犬の販売時等における飼い主への啓発指導の徹底を目的として行うものです。

(3) 鑑札と注射済票装着の徹底

【目的】

飼い犬を登録し、かつ、狂犬病予防注射を受けさせていることを、第三者へ明らかにするために、「鑑札」と「注射済票」の装着を徹底させるものです。

現状

- 苦情処理や収容犬返還時等に、飼い主への指導啓発を行っています。
- ドッグランや公園・河川敷等において、飼い主への指導啓発を行っています。
- ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。
- 動物取扱責任者研修会の際に、犬の販売時等における飼い主責任説明の徹底に関する指導を行っています。

課題(問題点)

- 犬の飼育実態が把握されていません。
- 飼い犬に鑑札や注射済票を装着していない飼い主がいます。

【施策の方向性】

- 「鑑札」と「注射済票」の装着についての法的義務やその必要性の周知徹底
- 飼い犬へ装着しやすい「鑑札」と「注射済票」の検討

具体的施策

項目	分類	実施内容
○鑑札・注射済票の形状変更	短期	○「鑑札」と「注射済票」のデザインを公募し、装着しやすい形状へ変更します。
○啓発指導の充実	短期	○ドッグランや公園・河川敷等、飼い主が集まる場所において定期的な指導を行います。
○広報媒体と方法	短期	○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の広報を充実します。
○動物取扱業者による啓発指導	短期	○動物取扱責任者研修会等の機会を利用して、定期的に動物取扱責任者への指導を行います。(注1)
○飼い主指導	中期	○飼育施設の訪問による直接指導を検討します。



鑑札



注射済票

考え方

(注1)犬の販売時等における飼い主への啓発指導の徹底を目的として行うものです。

第7章 具体的施策

(4) 飼うことができなくなった犬猫の安易な引取り防止

【目的】

犬猫の終生飼育を徹底するため、安易な理由での引取りを防止するものです。

現状

- 引取り依頼の際に、飼育の継続や新しい飼い主を探すよう指導を行っています。

課題(問題点)

- 安易に犬猫の飼育を始める飼い主がいます。
- 犬猫の終生飼育についての意識が不足する飼い主がいます。

【施策の方向性】

- 引取り時の有効な指導啓発方法の検討
- 犬猫の終生飼育に関する指導啓発の強化

具体的施策

項目	分類	実施内容
○引取り時の手数料徴収	短期	○引取り手数料徴収制度を新設します。(注1)
○引取り時の指導啓発	短期	○引取り時の有効な指導啓発の方法を検討し、犬猫の終生飼育に関する指導啓発を強化します。

考え方

(注1)引取りの際にかかる経費を負担させることで、安易な引取り依頼を防止するためのものです。

(5) 収容動物返還率向上のための方策の検討

【目的】

飼い主がいる収容動物の殺処分を減らし、終生飼育の徹底を目的として、可能な限り収容動物を元の飼い主へ返還するためのものです。

現状

- 警察と連携した収容動物についての情報共有を行っています。
- 犬鑑札の装着等所有者明示についての啓発を行っています。
- ホームページを利用した収容動物についての情報提供を行っています。

課題(問題点)

- 動物の収容情報が飼い主に伝わっていない状況があります。
- 収容動物のほとんどに飼い主情報が明示されていません。

【施策の方向性】

- 収容動物の効果的な情報提供方法の検討

具体的施策

項目	分類	実施内容
○収容期間	短期	○収容期間を延長します。(注1)
○ホームページ わんにゃんよかネット	短期	○収容動物に関する情報内容を充実します。 ○収容動物の情報公開期間を延長します。(注1) ○隣接する地方公共団体とのリンクを設定します。
○収容施設の広報	短期	○センターが収容施設であることの広報を充実します。
○飼育動物の所有者 明示	短期	○犬の鑑札と注射済票の装着、猫の名札、犬猫のマイクロチップ装着を推進します。 1の(4)、2の(3)参照
○警察との連携強化	短期	○収容動物について最新の情報を共有します。

考え方

(注1)飼い主が飼育動物を探す十分な期間を提供するためのものです。

(6) 猫問題対策の実施

【目的】

猫の不適切な飼育や飼い主不明猫による、地域住民への危害や迷惑行為を防止するためのものです。

現状

- 「福岡市ねことの共生ガイドライン」を策定しています。
- 飼い猫への名札等の装着,室内飼い,不妊去勢手術に関する指導啓発を行っています。
- 野良猫への無責任な給餌行為者に対する指導啓発を行っています。

課題(問題点)

- 「福岡市ねことの共生ガイドライン」の市民への周知が不足しています。
- 猫の適正飼育に関する認識が不足している飼い主がいます。
- 動物を適正に取り扱うことについての意識が不足している野良猫への給餌行為者がいます。

【施策の方向性】

- 地域ねこ事業推進のための方策の検討
- 野良猫への無責任な給餌行為に対する指導啓発に関する方策の検討

具体的施策

項目	分類	実施内容
○猫の飼い主への指導啓発	短期	○名札の装着や猫の室内飼いの有効性を周知します。 ○不妊去勢手術の徹底に関する指導啓発を行います。 1の(3)参照
○地域ねこ事業	短期	○市民へ事業内容の周知を行います。 ○地域ねこ事業に適切に取り組む地域をモデル地区として選定し,周知します。 ○地域ねこ事業取り組みへの支援として,センターで不妊去勢手術を行います。(注1)
○野良猫対策	中期	○野良猫の無責任な給餌行為者への効果的指導啓発方法を検討します。
○飼い猫の登録制度	長期	○登録制度の効果や必要性を明確にした上で,制定に向けた検討を行います。

考え方

(注1)ガイドラインに沿った取組みであり,かつ,支援の必要性が認められた場合に行うものです。

第7章 具体的施策

(7) 動物取扱業者の監視指導

【目的】

動物取扱業(販売、保管、貸出し、訓練、展示)業者が、動物を適正に取り扱うなど適切な営業を行うことを目的として、必要な監視指導を行うものです。

現状

- 登録申請や飼育施設等確認の際に、動物の適正な取扱いに関する指導を行っています。
- 必要に応じて監視指導を行っています。
- 動物取扱責任者研修会を行っています。
- 動物取扱業者に関する情報をホームページ上で公開しています。

課題(問題点)

- 登録をしていない業者がいます。
- 動物取扱業者の不適切な営業に伴う地域住民への迷惑行為や被害が報告されています。
- 動物の適切な取扱いに関する認識が不足している動物取扱責任者がいます。
- 監視指導に関する取決め等が整備されていません。

【施策の方向性】

- 動物取扱業登録の徹底
- 定期的な立入等監視指導体制の確立
- 動物取扱責任者や動物取扱業従事者の資質向上
- 動物取扱業者間の連携体制の構築

具体的施策

項目	分類	実施内容
○動物取扱業の登録	短期	○未登録業者の掘り起こしに努め、登録を徹底させます。
○動物取扱業者の監視指導	短期	○監視マニュアルを策定します。(注1) ○監視指導計画を作成します。(注2) ○「監視マニュアル」と「監視指導計画」に基づき、立入などの監視指導を行います。
○動物取扱責任者 動物取扱業従事者 の資質向上	短期	○動物取扱責任者研修会の内容の充実を図ります。
	中期	○動物取扱業従事者向けの研修会を検討します。
○行政処分取扱要綱	中期	○行政処分取扱要綱を策定します。(注3)
○動物取扱業者間の連携	中期	○ペット販売業者等業界団体の設立に向けた働きかけを行います。
○動物取扱業者の 資質向上	中期	○動物取扱業者の資質向上を図るため、優良業者の認定制度を検討します。

考え方

(注1)統一基準や手法に基づく監視指導を行うためのものです。

(注2)施設規模や取扱い動物数によるランク付けと分類に基づく監視指導を行うためのものです。

(注3)動物の愛護及び管理に関する法律の違反事例に的確に対応するためのものです。

(8) 特定動物飼育者の監視指導

【目的】

特定動物の飼育に起因する地域住民への迷惑行為や被害をなくすために、特定動物の飼い主が適正な飼育を行うことを目的として、必要な監視指導を行うものです。

現状

- 飼育許可申請や飼育施設等確認の際に、適正飼育に関する指導を行っています。
- 必要に応じて監視指導を行っています。

課題(問題点)

- 無許可で特定動物を飼育する者がいます。
- 特定動物逸走時の具体的対応方法を定めていません。

【施策の方向性】

- 特定動物飼養許可取得の徹底
- 定期的な立入等監視指導の実施
- 警察、消防や関係機関との連携強化
- 特定動物逸走時の対応方法の確立

具体的施策

項目	分類	実施内容
○特定動物飼養許可	短期	○無許可飼育者の掘り起こしに努め、許可取得を徹底させます。
○特定動物飼育施設の監視指導	短期	○特定動物飼育施設への立入など、定期的な監視指導を行います。
○警察との連携	短期	○特定動物の拾得情報に対して、飼育者情報を照会します。
○特定動物逸走時の対策	中期	○警察、消防、関係機関などと連携して取り組むため、逸走時の対応マニュアルを策定します。

第7章 具体的施策

(9) 大型犬飼育施設の監視指導

【目的】

大型犬の不適切な飼育や取扱いに起因する地域住民への迷惑行為、危害の発生や事故をなくすため、大型犬飼育施設に対する監視指導を行うものです。

現状

- 土佐犬飼育施設の実態を把握しています。
- 苦情等の申し出に基づき大型犬飼育施設の監視指導を行っています。

課題(問題点)

- 土佐犬以外の大型犬飼育施設の実態が把握されていません。
- 大型犬の不適切な飼育や取扱いに起因する迷惑行為が報告されています。

【施策の方向性】

- 定期的な監視指導体制の確立

具体的施策

項目	分類	実施内容
○大型犬飼育施設の監視指導	短期	○大型犬飼育施設の実態把握に努め、立入などの定期的な監視指導を行います。

(10) 多頭飼育者の監視指導

【目的】

犬猫を多数飼育することによる地域住民への迷惑行為をなくし、飼育施設規模に応じた適正飼育を実現するため、必要な監視指導を行うものです。

現状

- 苦情等の申し出に基づき犬猫等の多頭飼育施設の監視指導を行っています。

課題(問題点)

- 犬猫の多頭飼育施設の実態が把握されていません。
- 犬猫の多頭飼育や不適切な取扱いに起因する迷惑行為などが報告されています。

【施策の方向性】

- 定期的な立入等監視指導体制の確立
- 「化製場等に関する法律」の所管部署との連携強化

具体的施策

項目	分類	実施内容
○多頭飼育施設の監視指導	短期	○多頭飼育施設の実態把握に努め、立入などの定期的な監視指導を行います。 ○各区保健福祉センター衛生課環境係と情報の共有を行います。(注1)

考え方

(注1)市街化区域で犬を10頭以上飼育する場合には飼育許可を取得する必要があり、所管部署である各区保健福祉センター衛生課環境係と連携をとるためのものです。

(11) 実験動物飼育施設の監視指導

【目的】

適正な実験動物の取扱いを確認するため、必要な監視指導を行うものです。

現状

○実験動物施設の監視指導は行っていません。

課題(問題点)

○実験動物飼育施設の実態が十分把握されていません。

【施策の方向性】

- 定期的な立入等監視指導体制の確立
- 「3Rの原則」(注1)に基づく実験動物の取扱いの徹底

具体的施策

項目	分類	実施内容
○実験動物飼育施設の監視指導	中期	○実験動物飼育施設の実態把握に努め、立入などの定期的な監視指導を検討します。

考え方

(注1)実験動物の福祉の原則・動物実験の適正化の原則として国際的に普及・定着しているもので次の3つをいいます。

Refinement : 苦痛の軽減, Replacement : 代替法の活用, Reduction : 使用数の削減

(12) 産業動物飼育施設の監視指導

【目的】

畜産経営における適正な産業動物の飼育や取扱いを確認するため、必要な監視指導を行うものです。

現状

○産業動物飼育施設の監視指導は行っていません。

課題(問題点)

○産業動物飼育施設の実態が把握されていません。

【施策の方向性】

- 定期的な立入等監視指導体制の確立

具体的施策

項目	分類	実施内容
○畜産経営農家の監視指導	中期	○畜産経営農家の実態把握に努め、立入などの定期的な監視指導を検討します。

第7章 具体的施策

(13) 効果的・効率的な犬の捕獲業務の確立

【目的】

放浪犬による咬傷事故や糞尿による迷惑行為等,地域住民への被害を防止するために実施する犬の捕獲を効果的・効率的に行うためのものです。

現状

- 対象犬
道路,公共の施設,第三者の敷地などにおいて放浪している犬を対象としています。
- 捕獲方法
 - 直接捕獲:捕獲用ハリガネを使用しています。
 - 間接捕獲:捕獲用檻,捕獲用ワナ,捕獲用網を使用しています。

課題(問題点)

- 山間部等捕獲作業が困難な地域が存在します。
- 市街地では,通行人や様々な障害物のため直接捕獲作業が困難な状況があります。
- 捕獲の際,犬の適正な取扱いに留意する必要があります。
- 休日や夜間等緊急時の迅速な対応が困難な状況があります。

【施策の方向性】

- 地理形状や住居形態にあった捕獲の実施
- 犬の適正な取扱いなど,動物愛護の観点に留意した捕獲の実施
- 危険な犬による危害を未然に防止するための,警察との連携強化

具体的施策

項目	分類	実施内容
○捕獲作業	短期	○捕獲対象地域の分類を行い(注1),当該分類に基づいた捕獲方法を検討し,出動体制を整え,犬の適正な取扱いに留意した捕獲作業を行います。
○警察との連携	短期	○休日・夜間における緊急時の連絡や対応体制を整えて,捕獲作業を行います。

考え方

(注1)効果的・効率的な捕獲作業を行うため,危害の発生する可能性に基づきランク付けを行うものです。

(14) 効果的・効率的な猫の回収業務の確立

【目的】

飼い主不明の猫を、指定された場所へ出向いて動物管理センターへ収容する業務を、効果的・効率的に行うためのものです。

現状

- 回収対象猫：保護された飼い主不明の猫
- 収容を容易にする目的で、原則、布製の袋に入れられたものを回収しています。

課題(問題点)

- 「飼い主不明」の判断が困難な状況があります。
- 回収される猫の大半が子猫であり、その後、返還や譲渡される機会が少なく、ほとんどが殺処分されています。

【施策の方向性】

- 回収の対象となる猫の明確化
- 回収作業方法の改善
- 回収の必要性の検証

具体的施策

項目	分類	実施内容
○猫の回収業務	短期	<ul style="list-style-type: none"> ○成猫の回収は、原則中止します。(注1) ○自らエサを摂取困難な子猫のみ回収します。(注2) ○回収条件である「布製の袋に入れたもの」を原則廃止します。(注3)
	中期	○回収業務の必要性を検証し、廃止を検討します。

考え方

- (注1)成猫には飼い主又は管理者がいると考えられ、所有権の侵害に抵触する可能性があるためです。
- (注2)自活できない子猫には、飼い主がいないと考えられるためです。
- (注3)自活できない子猫のみの回収であれば、布製の袋に入れる必要性がないためです。

(15) 犬猫の殺処分方法の検討

【目的】

収容した犬猫などの動物をやむを得ず殺処分する場合に、動物の生理、生態、習性等に配慮した上で、苦痛を与えない殺処分の方法を検討するものです。

現状

- 国が示した「動物の殺処分方法に関する指針」に基づき、炭酸ガスを吸入させる方法で殺処分を行っています。

課題(問題点)

- 炭酸ガスを吸入させる方法は、窒息によって致死状態とするため、必ずしも苦痛を与えない方法とは言えません。

【施策の方向性】

- 犬猫に苦痛を与えない方法による殺処分の検討

具体的施策

項目	分類	実施内容
○犬猫の殺処分方法	中期	○意識喪失効果のある麻酔薬を用いるなど、苦痛を与えない殺処分方法を検討します。

第7章 具体的施策

(16) 危機管理対策の実施

【目的】

災害発生時や狂犬病発生時における危機管理体制を整え、関係部署や機関と連携して迅速に対応するものです。

現状

○「福岡市地域防災計画」に愛玩動物対策として、愛玩動物の保護や避難所における共生の検討を明記しています。

課題(問題点)

○災害発生時の被災動物に対する、具体的対応方法を定めていません。
○狂犬病発生時の具体的対応方法を定めていません。

【施策の方向性】

○災害発生時や狂犬病発生時における危機管理対応マニュアルを整え、関係部署や機関等と連携のもと、迅速に対応可能な体制の整備

具体的施策

項目	分類	実施内容
○災害発生時の対応	短期	○災害発生時対応マニュアルを策定します。 ○「災害発生時対応マニュアル」に基づき、獣医師会や動物関係団体等と連携して、被災動物の救護等を行います。
○狂犬病発生時の対応	短期	○狂犬病発生時対応マニュアルを策定します。 ○狂犬病が発生した場合を想定した演習を行います。 ○「狂犬病発生時対応マニュアル」に基づき、関係部署・機関、警察、消防、獣医師会や医療機関等と連携して、狂犬病発生時の対応を行います。